

ご家族が就職や結婚されたときは
扶養除外の手続きと
保険証の返納をお願いします

▶ 届け出の遅れは健保財政を圧迫します

被扶養者となっているご家族が、就職や結婚などで新たな健康保険に加入したときなど、次のようなケースに当てはまるときは被扶養者ではなくなります。

「被扶養者(抹消)届」に保険証を添えて、すみやかに健保組合へ届け出てください。

届け出の遅れは、健保組合の財政を圧迫します。ご理解とご協力をお願いいたします。

▶ こんなときは被扶養者ではなくなります

就職や結婚などで 他の健康保険に加入したとき

- 被扶養者が就職して、勤め先の医療保険（健康保険、共済組合など）に加入した
- 被扶養者が結婚して、配偶者の被扶養者になった

アルバイトやパートなどの年収が 基準額を超えたとき

◆ 被扶養者の収入基準 ◆

被保険者と 同居の場合

被保険者が主として生計を維持している場合で、年収130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、かつ被保険者の収入の2分の1未満の方。

被保険者と 別居の場合

被保険者が主として生計を維持している場合で、年収130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、かつ被保険者からの援助額を下回っている方。

別居したとき

- 同居していなければ被扶養者になれない親族*が別居した
- 別居後、被扶養者の収入額を上回る仕送りが無い

* 被保険者の配偶者、子、父母、祖父母、曾祖父母、孫、兄弟、姉妹以外の3親等内の親族は、同居していなければ被扶養者として認定できません。

仕送り額が変わったとき

- 別居している被扶養者への仕送りをやめた
- 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなった

75歳になったとき

- 被扶養者が75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった

死亡したとき ● 被扶養者が亡くなった

届け出は5日以内に お願いします

左記のような異動が発生した場合、5日以内に「被扶養者(抹消)届」に保険証を添えて、会社の担当者に届け出てください。

この届け出がないと、健保組合は、保険給付や高齢者医療制度にかかる支援金や納付金として、本来は必要のない負担を課せられることとなります。健保組合の財政を守るためにも、すみやかな届け出にご協力をお願いします。